

別紙 1

公務員宿舎現況表 法 4 条 第 項 (令和 年 月 日時点)

宿舎(住宅)名

住居表示

所在地

宿舎の種類

管理人

有料 ・ 無料 ・ 公邸

区分

代表

2

3

管理人宿舎

管理人宿舎 有 無

氏名／会社名

TEL

交通機関

1

2

3

線

駅

km

分

敷地の状況

面積 m²

台帳価格等 円

使用状況

沿革

自機関宿舎 m²

他機関宿舎 m²

宿舎以外 m²

未利用等 m²

国有財産

一時使用

借受計

他機関宿舎

庁舎等

普通財産

借受区分

借受台帳

特別会計

駐車場

敷地の地面

地下駐車場等

複数階-屋内

複数階-屋外

貸与台数

未貸与台数

明渡未了台数

計

貸与希望者数

借受料 (年額)

借受相手方

建物の状況

宿舎 (住宅) 名/特別会計名

棟番号

財産区分

構造形態階層

建築年月日

建面積 m²

延面積 m²

別棟物置面積 m²

規格別戸数

専用面積 m²

A

B

C

D

E

老朽度点数

借受区分台帳NO.借受料 (年額)

廃止協議年度

一時使用状況

環境・沿革等

市区町村NO.

作成日 令和 年 月 日

都市計画等状況

地域地区指定

用途地域

建ぺい率

容積率

その他

上水道

下水道

ガス

道路状況

幅員 m

舗装

東

西

南

北

集会所等附帯施設建物

建面積 m²

延面積 m²

使用許可の状況

相手方

用途

許可年度

面積

PAGE 1

(別紙) 環境・沿革等

（作成要領）

- 1 本表は、宿舍の口座ごとに作成し、原則として、国有財産台帳及び宿舍現況記録に記載してある数量等について記載する。
- 2 本表の付属資料として、「案内図」、「配置図」及び「間取図」を登録する。合同宿舍の場合は、「附帯施設等状況表」をあわせて登録する。
また、他に登録する資料がある場合は「その他」に登録する。

なお、これらの図面は原則として、日本産業規格 A 列 4 番の規格とする。図面の作成に当たっては、住宅地図等から必要な部分をコピーしたものを利用して差し支えない。

- (1) 「案内図」は、最寄駅が明示されているものとする。
- (2) 「配置図」は、縮尺がわかるものとし、次により記載する。
 - (イ) 各棟別に棟番号、規格及び戸数を記載する。
 - (ロ) 周囲の状況及び進入路部分を図面上に記載する。
- (3) 「間取図」は、異なる間取のものすべてについて作成し、それぞれ専用面積を記載する。
- (4) 「附帯施設等状況表」の様式は別添とする。

別 添

附 帯 施 設 等 状 況 表

宿舎名	
-----	--

1. 主な附帯施設

附帯施設	構造	数量	附帯施設	構造	数量
児童遊園		か所	給水設備 (受水槽)		基
物置		戸	給水設備 (高置水槽)		基
自動車保管場所		台	排水設備 (浄化槽)		基
集 会 場		m ²	エレベーター設備		基
			太陽光発電装置		基

2. 施設改修の状況

○号棟

[illegible]

○号棟

[illegible]

○号棟

[illegible]

(記載要領)

- 1 主な附帯施設については、次により記載する。
 - イ 附帯施設は全て記載するのではなく、宿舎概況が把握できる必要最低限の附帯施設のみ記載をすることとし、適宜追記して差し支えない。
 - ロ 物置の「構造」欄には、1戸当たりの数量を()書きする。
 - ハ 集会場を複数設置している場合は、各棟ごとに記載する。
 - ニ 太陽光発電装置の「構造」欄には、設備容量を記載する。
- 2 施設改修の状況については、次により記載する。
 - イ 宿舎全体ではなく、各棟ごとに記載する。
 - ロ 「改修状況」欄には、合同宿舎施設改修費により改修を実施した整備項目のみ記載をすることとし、複数回改修を実施している場合は直近の実績のみを記載する。
 - ハ 「整備項目」欄には、「合同宿舎の維持整備について」(昭和44年2月24日付蔵理第643号)通達の別紙「維持整備基準」の「整備項目」欄に掲げるところにより記載する。
 - ニ 2.施設改修の状況の様式に掲げる項目が把握できるものであれば、適宜の様式でも可とする。

別紙2 貸与状況調査

[illegible]

[illegible]

貸与率の算定													
貸与率計算上の設置戸数							差引貸与戸数						
a	単b	b	c	d	e	計	a	単b	b	c	d	e	計

(作成要領)

- 1 「廃止の種類」欄には、調査時点で一住宅廃止の場合は「全部廃止」、該当棟のみ廃止の場合は「棟廃止」、一部戸番のみ廃止の場合は「部分廃止」と記入する。
- 2 「廃止（予定）年月日」欄には、調査時点において、既に廃止となっている宿舎又は今後廃止する予定の宿舎について、廃止（予定）年月日を記入する。また、部分廃止とする宿舎については、部分廃止（予定）年月日を記入する。
- 3 「備考」欄には、公邸の場合は「公邸」と記入すること。
- 4 「調査時点の設置戸数」欄について
 - (1) 大学や地方公共団体等へ使用許可している戸数は「未貸与」に分類されることに留意すること。
 - (2) 東日本大震災の被災者受け入れのために、廃止扱いだった戸番を再利用可能とした場合については、現時点で国の職員の入居は想定されていないことから、設置戸数には含めないことに留意すること。
 - (3) 区分貸与している場合の、設置戸数への換算は以下の表のとおりとする。

C 規格を区分貸与している場合の区分貸与の内訳戸数	設置戸数
1 戸以上貸与 【例】a 貸与 2 戸、未貸与 1 戸	貸与 1 戸 【例】c 貸与 1 戸、a 貸与 0 戸、未貸与 0 戸
貸与がなく、法第 18 条該当がある 【例】a18 条 1 戸、未貸与 2 戸	法第 18 条 1 戸 【例】c18 条 1 戸、a18 条 0 戸、未貸与 0 戸
貸与及び法第 18 条該当がある 【例】a 貸与 1 戸 18 条 1 戸	貸与 1 戸 【例】c 貸与 1 戸、a 貸与 0 戸、18 条 0 戸
すべて未貸与 【例】a 未貸与 3 戸	未貸与 1 戸 【例】c 未貸与 1 戸、a 未貸与 0 戸

別紙 3

法第 4 条第 2 項関係の宿舍の内訳

- 1 国有林野事業所属職員宿舍
- 2 防衛省（内部部局を除く。）所属職員宿舍
- 3 在外公館所属職員宿舍
- 4 年金特別会計所属職員宿舍
- 5 船員保険 //
- 6 国立ハンセン病療養所所属職員宿舍
- 7 国立高度専門医療センター特別会計所属看護師宿舍
- 8 労働保険特別会計所属職員宿舍
- 9 直轄公共事業費所属職員宿舍
- 10 復興庁所属職員（復興局、青森事務所及び茨城事務所に所属する職員に限る。）のために設置する宿舍

別紙 4

維持管理機関（省庁）コード

番号	法第 4 条第 1 項関係	番号	法第 4 条第 2 項関係
01	衆議院	51	削除
02	参議院	52	削除
03	最高裁判所	53	削除
04	会計検査院	54	削除
05	内閣	55	削除
06	内閣府	56	沖縄総合事務局
07	総務省	57	北海道開発局
08	法務省	58	防衛省（自衛隊）
09	外務省	59	在外公館
10	財務省	60	削除
11	文部科学省	61	年金特別会計
12	厚生労働省	62	船員保険特別会計
13	農林水産省	63	削除
14	経済産業省	64	国立ハンセン病療養所
15	国土交通省	65	削除
16	環境省	66	国立高度専門医療センター （看護師）
17	防衛省（自衛隊を除く）	67	農林水産省（公共事業）
18	デジタル庁	68	国土交通省（公共事業）
20	復興庁	69	削除
50	合同庁舎	70	労働保険特別会計労災勘定
		71	労働保険特別会計雇用勘定
		72	削除
		73	復興庁（復興局等）
		74	農林水産省（国有林野事業）

別紙 5

維持管理機関（合同宿舎）コード

財務局コード

財務局等名	財務事務所名	出張所名	番号
北海道			0100
		小樽	0101
		北見	0102
	函館		0120
	旭川		0130
	帯広		0140
	釧路		0150
東北			0200
	盛岡		0210
	福島		0220
	秋田		0230
	青森		0240
	山形		0250
関東			0300
	東京		0310
	東京	立川	0311
	横浜		0320
	横浜	横須賀	0321
	千葉		0330
	甲府		0340
	水戸		0350
	水戸	筑波	0351
	宇都宮		0360
	前橋		0370
	長野		0380
	新潟		0390
北陸			0400
	福井		0410
	富山		0420
東海			0500
	静岡		0510
	静岡	沼津	0511
	津		0520
	岐阜	阜	0530
近畿			0600
	京都		0610
	京都	舞鶴	0611

		神 戸		0620
		奈 良		0630
		和 歌 山		0640
		大 津		0650
中 国				0700
			呉	0701
		山 口		0710
		山 口	下 関	0711
		岡 山		0720
		岡 山	倉 敷	0721
		鳥 取		0730
		松 江		0740
四 国				0800
		松 山		0810
		徳 島		0820
		高 知		0830
九 州				0900
		大 分		0910
		鹿 児 島		0920
		鹿 児 島	名 瀬	0921
		宮 崎		0930
福 岡				1000
			小 倉	1001
		佐 賀		1010
		長 崎		1020
		長 崎	佐 世 保	1021
沖 縄				1100
			宮 古	1101
			八 重 山	1102

別紙 6

特別会計コード

省庁名	特別会計	番 号
法務省	登記特別会計	95
厚生労働省	国立高度専門医療センター特別会計	80
	年金特別会計	61
	船員保険特別会計	62
	労働保険特別会計	77
農林水産省 (内閣府) (国土交通省)	食料安定供給特別会計 (業務勘定分)	78
	〃 (国営土地改良事業勘定分)	83
経済産業省	エネルギー対策特別会計	76
国土交通省 (内閣府)	自動車安全特別会計	87
欠 番		51
		52
		53
		54
		55
		63
		75
		79
		81～82
		84～86
		88～94

別紙 7

異 動 事 由

異動事由	記号	摘 要
新 築	01	宿舍設置計画に基づいて、新築により設置したものをいう。ただし、特別借受宿舍を含む。
増 築	02	宿舍設置計画に基づいて、1戸の部分に増築したものをいう。
改 築	03	宿舍設置計画に基づいて、建物を改築したものをいう。
移 築	04	宿舍設置計画に基づいて、建物を移築したものをいう。
模 様 替	05	宿舍設置計画に基づいて、模様替により設置したものをいう。
購 入	06	宿舍設置計画に基づいて、購入の方法により設置したものをいう。
交 換	07	宿舍設置計画に基づいて、交換の方法により設置したものをいう。
寄 付	08	宿舍設置計画に基づいて、寄付の方法により設置したものをいう。
所 管 換	09	宿舍設置計画に基づいて、所管換により設置したもの及び所管換を伴う宿舍の維持管理機関の変更をいう。
所 属 替	10	所属替を伴う宿舍の維持管理機関の変更をいう。
種 別 替	11	宿舍設置計画に基づいて、種別替により設置したものをいう。
用 途 変 更	12	宿舍設置計画に基づいて、用途変更により設置したものをいう。
整 理 替	13	
喪 失	14	
廃 止	15	「用途廃止」、「種別替」又は「用途変更」等により、宿舍を廃止する場合をいう。
振 替 整 理	16	法第4条第1項、法第4条第2項間の振替をいう。
借 受 又 は 解 除 若 し く は 所 属 変 更	17	一般借受宿舍の借受又は解除（一部解除を含む。）若しくは借受宿舍の所属変更をいう。
誤 謬 訂 正	18	「訂正」、「報告漏」をいう。

[illegible]